平成２１年（家）第２４７号
青森市旭町１丁目３番19号
申立人　髙木　静江
本籍青森市大字大野字長島48番地、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　髙木　　孝
昭和26年３月12日生
公示催告期間満了日　平成22年７月７日
青森家庭裁判所

平成２１年（家）第８８４６号
神奈川県川崎市多摩区菅６丁目14番１―609号
申立人　佐藤　フヨ
本籍東京都大田区中央３丁目468番地、最後の住所石川県金沢市枝町61番地の１
不在者　村井　鈴子
大正７年１月25日生
公示催告期間満了日　平成22年７月12日
東京家庭裁判所

平成２１年（家）第１８７１号
東京都三鷹市新川３丁目15番４号
申立人　田中　正幸
本籍東京都港区南青山６丁目12番地、最後の住所東京都赤坂区青山高樹町12番地
不在者　田中ヨシ子
昭和11年11月10日生
公示催告期間満了日　平成22年７月31日
東京家庭裁判所立川支部

平成２１年（家）第１０１５号
神奈川県小田原市栄町１―14―52　ＭＡＮＡＸ８階　内山法律事務所
申立人　内山　修一
本籍岩手県花巻市大迫町亀ケ森第22地割57番地、最後の住所青森県八戸市大字賣市字下久根20番地
不在者　佐藤　東洋
昭和23年４月８日生
公示催告期間満了日　平成22年７月10日
横浜家庭裁判所小田原支部

平成２１年（家）第３９１号
愛媛県四国中央市土居町中村16番地９
申立人　三原　直也
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　三原　賢三
昭和21年３月25日生
公示催告期間満了日　平成22年７月15日
松山家庭裁判所西条支部

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２１年（へ）第４号
栃木県佐野市赤坂町958番地16
申立人　有限会社かねやす工芸
代表者代表取締役　金子　安博
権利を争う旨の申述の終期　平成21年11月30日
平成21年12月３日　太田簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ａ606089
金額　700,000円
支払期日　平成21年10月10日
支払地　群馬県太田市
支払場所　株式会社群馬銀行太田支店
振出日　平成21年６月10日
振出地　群馬県太田市
振出人　関東建設工業株式会社　代表取締役　髙橋　君明
受取人　有限会社ビジネスプラン
裏書人　有限会社ビジネスプラン　代表取締役　新井　和美
被裏書人　白地
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第２号
東京都千代田区丸の内２丁目７番１号
申立人　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
代表者代表取締役　永易　克典
権利を争う旨の申述の終期　平成21年11月30日
平成21年12月２日　佐倉簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＥＡ16844
金額　5,000,000円
支払期日　平成21年８月５日
支払地　千葉県佐倉市
支払場所　株式会社千葉銀行佐倉支店
振出日　平成21年４月21日
振出地　千葉県佐倉市鏑木町51
振出人　岩渕薬品株式会社　代表取締役　岩渕　康昭
受取人　光製薬株式会社
裏書人　光製薬株式会社　代表取締役　髙橋　維朗
最終所持人　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行

平成２１年（へ）第１号
横浜市鶴見区小野町46番地３
申立人　矢代工業株式会社
代表者代表取締役　中村　文栄
権利を争う旨の申述の終期　平成21年11月18日
平成21年11月30日　舞鶴簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　３通
⑴手形番号　Ｄ014941
金額　20,000,000円
支払期日　平成21年８月31日
支払地　舞鶴市
支払場所　株式会社京都銀行東舞鶴支店
振出日　平成21年３月31日
振出地　京都府舞鶴市
振出人　株式会社Ｈｉｔｚハイテクノロジー　代表取締役　髙橋　徳治
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　Ｄ014942
金額　5,000,000円
⑶手形番号　Ｄ014943
金額　396,350円
⑵⑶の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人、最終所持人はいずれも⑴の手形の記載に同じ

平成２１年（へ）第３号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法な権利の届出または権利を争う旨の申述がなかったので、前記の権利は失権する。
福岡県筑紫野市二日市北６丁目５番28号
申立人　髙木　孝雄
権利の届出の終期　平成21年11月27日
平成21年12月１日　日田簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴不動産の表示
所在　日田市竹田新町
地番　690番４
地目　宅地
地積　105.20平方メートル
⑵登記年月日番号　大分地方法務局日田支局昭和34年４月20日受付第3099号
⑶登記した権利の内容
昭和34年４月18日抵当権設定契約
債権額　金５万円
利息　日歩５銭４厘７毛
損害金　日歩10銭８厘４毛
抵当権者　日田市大字南豆田544番地
伊藤　武雄

破産手続における保全管理命令

平成２１年（フ）第４７７号
兵庫県西宮市武庫川町１－１
債務者　被相続人松岡定二こと　禹河永の相続財産
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　白　　承豪
平成21年12月８日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第８３３号
愛知県岡崎市滝町字河原ケ60番地の２
債務者　三新電線株式会社
代表者代表取締役　森村　康正
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　健司
４　破産債権の届出期間　平成22年１月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年３月15日午後２時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係